

(お知らせ)

## 福島第二原子力発電所 2号機における主復水器真空度検出器の不具合について

平成 22 年 12 月 19 日  
東京電力株式会社  
福島第二原子力発電所

### <概要>

#### (事象の発生状況)

- 平成 22 年 12 月 18 日、運転中の 2 号機において、主復水器真空度の検出器に不具合がある可能性があることを確認しました。

#### (今後の対応)

- 準備が整い次第、当該検出器を交換します。
- 原因について詳細に調査します。

#### (安全性、外部への影響)

- 本事象による運転への影響はなく、安定して運転を継続しています。
- 外部への放射能の影響はありません。

#### (公表区分)

- 本事象は公表区分Ⅱ（運転・保守管理上、重要な事象）としてお知らせするものです。

詳細は以下のとおりです。

## 1. 事象の発生状況

平成 22 年 12 月 18 日、定格熱出力一定運転中の 2 号機において、運転員がプラントデータの確認を行っていたところ、同日午後 4 時 43 分頃、主復水器\*<sup>1</sup>真空度検出器\*<sup>2</sup>（全部で 4 つ）の指示値の 1 つが他の 3 つの指示値と相違していることを確認しました。

このため、当該検出器の過去の指示値や現場の検出器等の状態を調査したところ、当該検出器の 1 つが正常に動作していない可能性があることから、同日午後 7 時、保安規定\*<sup>3</sup>に定める「運転上の制限」\*<sup>4</sup>を満足していないと判断しました。

なお、主復水器の真空度の計測結果から真空度に異常はなく、当該検出器の他の 3 つの指示値も正常であることから、プラントの運転継続に問題がないことを確認しました。

## 2. 今後の対応

保安規定では、運転上の制限を満足しない場合に「要求される措置」として、同検出器が 24 時間以内に動作可能な状態に復旧することなどが求められており、準備が整い次第、当該検出器を交換します。

今後、当該検出器の指示値が相違していた原因について、詳細に調査することとします。

### 3. 安全性、外部への影響

本事象による運転への影響はなく、安定して運転を継続しています。  
また、外部への放射能の影響はありません。

以 上

#### \* 1 主復水器

タービンを回した蒸気を海水により冷却し水に戻す装置。(A)、(B)、(C)の3つの主復水器がある。

#### \* 2 真空度検出器

主復水器の真空度を検出する計器。主復水器の真空度が低下した場合、同検出器からの信号で主蒸気の流れを遮断するために弁を閉じるしくみとなっており、主復水器(A)、(B)に各2つ、合計4つ設置されている。

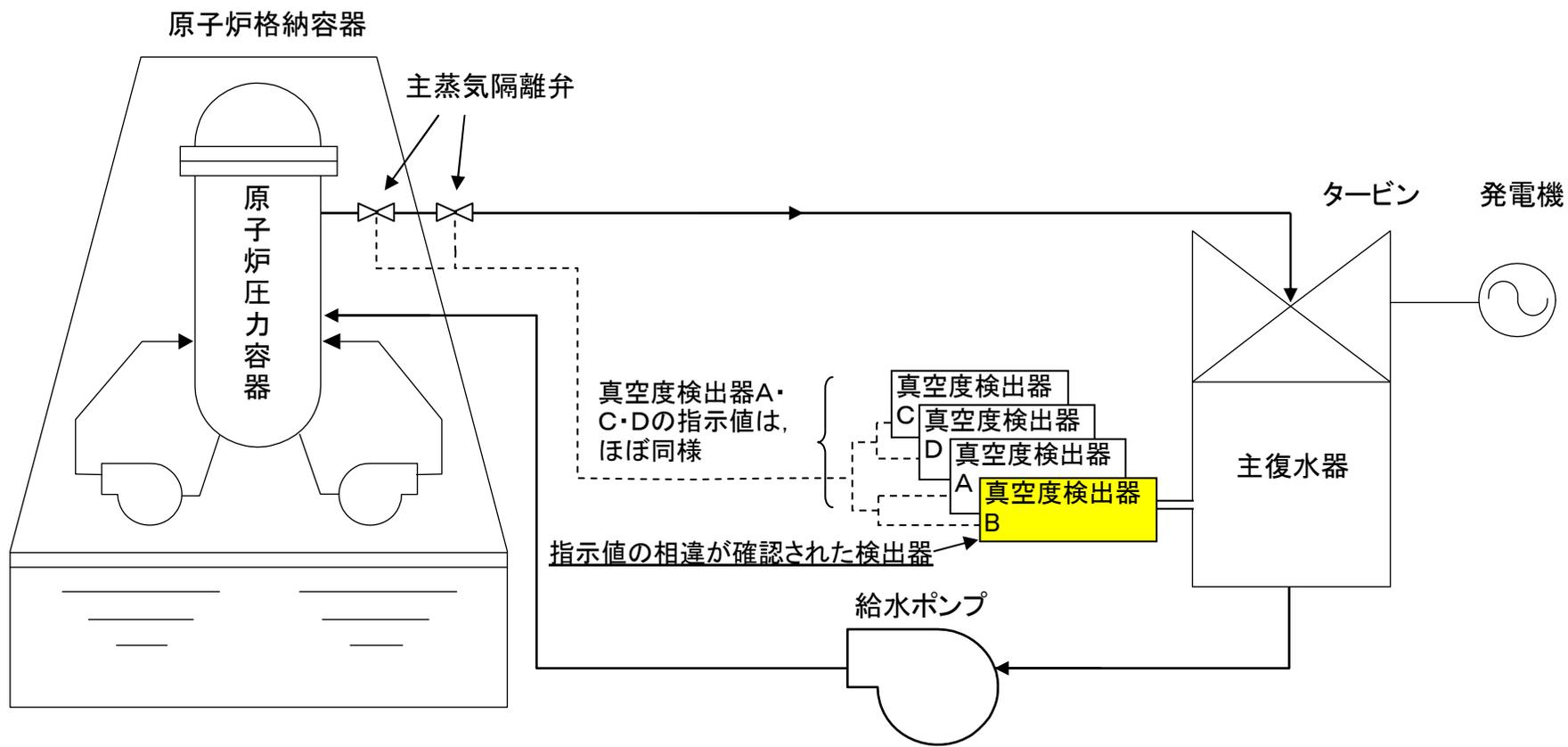
#### \* 3 保安規定

原子炉等規制法第37条第1項の規定に基づき、原子炉設置者が原子力発電所の安全運転を行ううえで遵守すべき基本的事項(運転管理・燃料管理・放射線管理・緊急時の処置など)を定めたもので、国の認可を受けている。

主復水器真空度検出器については、保安規定第27条において、4台の同検出器全てが正常に動作することが求められている。

#### \* 4 運転上の制限

保安規定では原子炉の運転に関し、多重の安全機能を確保するために必要な動作可能機器等の台数や原子炉の状態ごとに遵守すべき温度・圧力などの制限が定められており、これを運転上の制限という。保安規定に定められている機器等に不具合が生じ、一時的に運転上の制限を満足しない状態が発生した場合は、同制限からの逸脱を宣言し、予め定められた時間内に修理などの対応を行うことが求められている。



系統概略図